

事業者 殿

ボイラー取扱技能講習会のご案内

高知労働局長登録第106号

登録有効期限：令和6年3月31日

一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

ボイラーの取扱の作業を行うためには、労働安全衛生法令の定めによりボイラー技士免許を有する者でなければ当該業務に就かせてはならないこととされています。但し、次の小規模(通称)ボイラーの取扱いについては、「ボイラー取扱技能講習」を修了した者を就かせることができます。

当連合会では、下記の日程により標記の講習会を開催いたしますので、この機会にぜひ受講されますようご案内申し上げます。なお、この講習を修了し、「小規模ボイラー」を4ヶ月以上取り扱った経験を有する者は、二級ボイラー技士免許試験に合格されますと、申請のみで免許証の交付を受けることができます。

<ボイラー取扱技能講習修了者が取扱うことのできるボイラーの範囲>

- (1) 胴の内径が750ミリメートル以下で、かつ、その長さが1300ミリメートル以下の蒸気ボイラー
- (2) 伝熱面積が3平方メートル以下の蒸気ボイラー
- (3) 伝熱面積が14平方メートル以下の温水ボイラー
- (4) 伝熱面積が30平方メートル以下の貫流ボイラー(汽水分離器を有するものにあつては、当該汽水分離器の内径が400ミリメートル以下で、かつ、その内容積が0.4立方メートル以下のものに限る。)

記

1. 日 時 令和3年8月2日(月)～3日(火)
(1日目) 8:30～17:00 (2日目) 8:30～18:00
2. 場 所 高知県立地域職業訓練センター(高知市布師田3992-4)
3. 受講料 受講料 13,200円(本体12,000円+税) テキスト代 2,943円(本体2,676円+税) 合計 16,143円
*テキストは当日渡しになります。テキスト代につきましては、テキストの改訂に伴い変更となる場合があります。
4. 定 員 18名(定員に達し次第締切ります)

5. 申込方法

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、写真(縦3.0センチ×横2.4センチ、申込前6ヶ月以内に撮影した上三分身、脱帽、背景無地、写真裏面に氏名記入)を貼付しお申込み下さい。講習会開催日の約2週間前を目途に、受講票と振込用紙(高知銀行でご利用の場合のみ振込手数料は無料です)を送付いたします。受講料等は講習会開催日の1週間前までにお振込下さいませようお願いします。なお、当連合会所定の振込用紙をご使用にならない場合は、下記振込先へお振込して下さい。

<振込先>高知銀行東支店 普通預金 No.0503221 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

6. 受講取消・受講者変更

令和3年7月29日(木)午後4時までに当連合会へご連絡下さい。ご連絡があった場合に限り、受講取消をいたします。

指定日時以降の取消、講習会当日、欠席の場合は、理由の如何にかかわらず受講料等の返金はできませんので予めご了承ください。

受講取消・・・受講料等を現金または銀行振込にて返金(振込の場合は振込手数料を差し引いて返金)いたします。

テキストをお渡ししている場合は返品できませんのでご了承下さい。

受講者変更の場合には、令和3年7月30日(金)午後4時までにご連絡下さい。以後の変更はできません。

◆申込・問い合わせ先◆ 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

〒780-0821 高知市桜井町2-6-31 コボ NORI 階 TEL 088-861-5566 FAX 088-861-5567